御前崎市市民協働の指針



協働のはじまり

「阪神淡路大震災(1995)」のときに、多くの個人やボランティア、活動団体が集まり、 復興活動が行われたことをきっかけに、さまざまな主体が協力して共通の目的のために 取り組む「協働」という考えが広まりました。



その3年後には、「特定非営利活動促進法(1998)」が制定され、市民活動団体などは、特定非営利活動法人(NPO法人)として法人格を取得し、広い分野において公益的な活動を推進するようになりました。

協働の必要性

近年、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、情報化や国際化の進展などにより、社会を取り巻く環境は急激に変化しています。地域の課題も、生活様式の変化とともに多様化・複雑化し、行政や地域で活動する団体単独の取り組みだけでは、すべての課題に対応することが難しくなっています。



本市においても、総合計画の目標の一つに市民協働の推進を掲げ、市民が主役となり活躍できるまちを目指してきました。

これまでも、町内会活動や地区センター事業への参加・協力など、 協働は身近な取り組みとしてありましたが、多様化する地域課題 を解決し、魅力あるまちづくりを推進するために、より一層さま ざまな主体による協働の必要性が増しています。

市民協働とは



「協働」とは

市民・学校・企業・行政などが、住みやすいまちをつくっていくために、 みんなで協力して課題解決に取り組むことをいいます。

さまざまな主体が互いの長所を活かしながら、一緒に活動を行うこと で、プラスの相乗効果を得ることが期待できます。 地域課題の 解決 人と人との つながり

地域活性化

まちの 魅力発信

協働の主体 協働を担う主体は、以下のように考えられます。

協働の主体と具体的な主体の例について

	励制の主体と具体的な主体の例について
主体の分類	具体的な主体の例
市民	御前崎市に在住・在勤・在学・その他関係する人
市民活動団体	公益性のある活動を行う団体 NPO法人、ボランティア団体など
地域活動団体	地区センター運営協議会や町内会のほか、 自主防災会・子ども会・老人会等の地域で組織されている団体
学校	小・中学校、高等学校、専門学校、大学など
企業	主に営利を目的として経済活動を行う組織体
行政	国、地方自治体、警察、消防等の行政機関



共通の認識

協働の推進にあたっては、市民・NPO・学校・企業・町内会・行政などが、一緒に地域の課題について考え、協力しながら、まちづくりを進めていきます。



事例 1 みんなで協働ゴミ拾い (NPO×市民×企業×行政)



事例2 地域の人と防災キャンプ (地区センター×市民×大学生×行政)



また、さまざまな主体が協働する際には、それぞれの特性と得意分野を活かした役割分担を明確にし、次のような共通の 認識をもって取り組みます。

☑ 対等

対等な関係を築き、 認め合いましょう。

❷自主性

お互いに自立し、

それぞれの自主性を尊重しましょう。

♥ 共有

目的を共有し、 意見交換をしましょう。

❷ 相互理解

お互いの価値観や活動内容を理解し、 信頼関係を築きましょう。

協働の柱



今後、協働の取り組みを進めるために、次の3つを基本の柱とします。

対話

~みんなで話し合おう~

地域の困りごとについてみんなで話し合い、自分ができることや周りと協力してできることを考えましょう。



行動

~みんなで取り組もう~

まずは私たち市民が自らとも に行動しましょう。

協働の意識や取り組みを周りに広げることで、それぞれの活動の幅が広がったり、人と人とのつながりのきっかけとなったりします。

前進

~みんなでステップアップ~

これまでの取り組みを振り返るとともに、常により良い状態を目指して前進していきましょう。



まちづくりの主役は、私たち市民一人一人です。 みんなで協働によるまちづくりに取り組みましょう!







発行・問い合わせ

御前崎市役所 企画政策課 協働推進室

∓437-1692

静岡県御前崎市池新田 5585 番地

TEL: 0537-85-1161 FAX: 0537-85-1137

御前崎市ホームページ



御前崎市市民活動情報サイト



